

## 令和9年度以降の施設の運営について

### 1 働く婦人の家を取り巻く環境

#### (1) 施設設置の経緯

昭和47年に施行された「勤労婦人福祉法（昭和61年に「男女雇用機会均等法」に改正）」により、自治体に「働く婦人の家」を設置する努力義務が課され、当市においては平成3年から女性労働者の福祉増進や地位向上を目的とした「働く婦人の家」を設置し運営してきたところです。

#### (2) 施設の現状

平成9年の法改正により、男女雇用機会均等法から「働く婦人の家」に関する条項自体が削除され、現在は法律上の明確な設置根拠がなくなりました。

設置当初は「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っており、「家庭にいながら働く女性」の福祉・補助を目的として施設を設置・運営してきたところですが、社会情勢も性別を問わず活躍する「男女共同参画」に変化し、岩手県内の他市町村においては名称変更、用途変更、廃止する動きが顕著となり、働く婦人の家は現在では当市を含め2施設のみとなりました。

### 2 当市の方針

法的根拠の喪失、社会情勢の変化、他市町村の状況及び市議会から年齢性別にとらわれず利用可能な施設となるよう意見が出ていることを踏まえつつ、「働く婦人の家 利用グループ友の会」の方々が中心として長きにわたり生涯学習活動を継続してきたことを勘案し、現在の働く婦人の家としての運営は令和8年度までとし、令和9年4月からは広く生涯学習活動に利用可能な施設とすることとし、現在、条例改正について事務手続きを進めているところです。

このことによる大きな変更点は、これまで市内に住所又は勤務先を有する女子労働者及び勤労者家庭の女子については、施設の使用料が無料でしたが、令和9年度からは全員が平等に使用料を負担していただくこととなります。

### 3 その他

運営委員の皆様には本日、令和10年3月31日までの委嘱状を交付しているところですが、根拠条例が令和8年度末で廃止となった場合、令和9年3月31日で任期は終了となります。